

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年2月、同年6月から同年8月まで、同年10月から17年2月まで、及び同年6月から同年8月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から17年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されてきたが、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額の記録が低額になっている。

平成15年10月から17年6月までの給与明細書の写しを提出するので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年2月、同年6月から同年8月まで、同年10月から17年2月まで、及び同年6月から同年8月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び事業所が提出した月別勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納

付義務の履行については、事業主は、当該期間について、標準報酬月額（28万円）に相当する保険料を控除していたが、定時決定による標準報酬月額の変更を怠っていたと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成15年9月から16年1月まで、同年3月から同年5月まで、同年9月、及び17年3月から同年5月までについては、前述の給与明細書及び月別勤怠支給控除一覧表において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年10月17日に訂正し、同年10月から8年12月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年1月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

B社に継続して勤務したにもかかわらず、年金記録上は、申立期間が厚生年金保険に未加入で、その直後から関連会社であるA社に勤務先が変わったようになっているが、実際は変わらずB社においてC業務を行っていた。金融機関の預金取引明細照会により、同社から給与が支払われていることが確認でき、所持している給与明細書により、申立期間においても厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元事業主が提出した申立人に係る労働者名簿により、申立人は平成7年9月30日に同社を退職した旨の記載が確認できること、申立人が提出した「平成7年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人は同日に同社を退職し、同年10月1日にA社に就職した旨の記載が確認できること、B社及びA社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同年6月30日にB社の取締役を退任し、同年10月17日にA社の取締役に就任していることが確認できることなどから判断すると、申立人は、申立期間において、A社に在籍していたものと認められる。

また、申立人が申立期間及び申立期間に近い時期に係るものとして提出した支給年の記載が無い8枚の給与明細書のうち4枚については、社会保険料等を控除した差引き支給額が、申立人が提出した金融機関の預金取引明細照会において確認できる平成8年4月5日、同年5月2日、同年6月5日、同年12月5日の給与振込金額と一致しており、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額については、申立期間当時に適用されていた厚生年金保険料率に基づき算出した額と同額である上、当該給与明細書に記載された総支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が41万円であり、申立期間前後の標準報酬月額と一致することから、当該明細書は同年3月分、4月分、5月分及び11月分の給与明細書であることが推認できる。

さらに、前述の源泉徴収票により、申立期間のうち、平成7年10月1日から同年12月31日までの期間に係る給与及び賞与がA社を支払者として支給され、社会保険料が控除されていることが確認できる上、申立人が提出した前述の預金取引明細照会によると、申立期間のうち平成8年4月から同年12月までの給与振込額と、A社における厚生年金保険の被保険者として標準報酬月額が41万円と記録されている9年1月から同年12月までの期間の給与振込額が一定してほぼ同額であることから判断すると、申立期間においては、報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、ほぼ同額であったことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象にできない旨規定されているところ、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間のうち平成7年10月17日から9年1月1日までの期間において、同社の取締役であったことが確認できるものの、同社の元事業主は、「申立人は、申立期間当時、C業務を担当していた。」と回答していることから判断すると、申立人は社会保険関係の事務手続には関与していなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、適用事業所名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、平成9年1月1日であることが確認できること、前述の商業登記簿謄本により、同社は、7年10月17日に法人として設立していることが確認できることから判断すると、同社は申立期間のうち同日以降の期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、平成7年10月から8年12月までの標準報酬月額については、申立期間前後の標準報酬月額の記録及び前述の給与明細書に記載された厚生年金保

険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社は適用事業所の要件に該当しながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金基金に裁定請求をしたところ、A社B支店に係る加入履歴が厚生年金保険の被保険者記録と1か月相違している旨の連絡があった。同社に昭和61年7月31日まで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C厚生年金基金が提出した申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の記録、A社が保管する申立人に係る昭和61年7月分給与支給明細書及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書に記載された厚生年金保険料額及び前述の加入員台帳に記載された昭和61年7月の標準給与月額の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

私は平成3年11月8日にA社に入社し、途中で会社がB社に吸収されたと聞かされたが、6年4月30日まで継続して勤務していた。

空白無く勤務していたにもかかわらず、平成6年3月の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年3月31日の後の同年5月9日付けで、同年3月31日に遡って申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われている事跡が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人はB社において平成6年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、A社の当時の事業主は、「申立人は、平成6年3月31日までは当社で勤務し、同年4月1日からはB社に移籍した。」と回答しており、申立人を記憶する同僚も、「申立人は、平成6年3月31日まではA社に勤務し、同年4月1日付けでB社に移籍し、継続して勤務していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、法人登記簿によれば、A社は申立期間において法人事業所として継続していることが確認できる上、前述の事業主及び同僚の供述などから判断すると、同社は、申立期間においても、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月9日付けで行われた厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は事実即したものととは考え難く、申立人の被保険者資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 4 月から私の父が経営する会社で仕事を手伝い始めた。それまでは国民年金に未加入だったので、父が同時期に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれ、父から、「過去の分の保険料は一括で払っている。」と言われたのを憶えている。

その後、A 町（現在は、B 市）から保険料が未納になっているとの通知が届いたので、過去の保険料は父が納めているはずだと役場の職員に言ったところ、その職員からは一括して納付されている期間もあるが、それ以前の期間に未納期間があるという説明を受けた。

私は、父が納付してくれたのは申立期間直後の昭和 54 年度の保険料であったと考え、申立期間の保険料については、私自身が母親からお金を借りて、A 町役場で一括納付した。当時は特例納付が実施されていたので、私も特例納付により申立期間の保険料を納付したかもしれない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 54 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年 6 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料は申立人の父親が納付してくれたと主張しているところ、その納付時期は、特殊台帳によると 56 年 5 月であり、当該時点で最大限遡って納付されていることが確認できる上、申立人の父親が納付してくれた後に申立人自身

が一括で保険料を納付したと主張する申立期間については、既に時効が完成しており、特例納付の実施期間も終了しているため、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 58 年 3 月まで

私は、市又は国から、国民年金保険料の納付が遅れているが、2年間遡って保険料を納付することができるという連絡を受けたことから、私の母と二人でA市B区C出張所に行った。

私は、当該出張所の受付で、2年間遡った申立期間の保険料と現年度の保険料とを合わせて 14 万円以上納付したが、担当の女性から、「2年間遡った保険料については領収書が発行できない。」と言われたため、現年度分の保険料の領収書のみをもらって帰った。

申立期間について、未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区の国民年金被保険者名簿に「新規 60/6」との記載が確認できることから、申立人が昭和 60 年 6 月に国民年金の加入手続を行った際に払い出されたものと考えられ、当該払出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の被保険者名簿には、申立期間直後の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの過年度保険料の納付書と同年 4 月から同年 6 月までの現年度保険料の納付書が交付された旨の記載が確認できるが、申立期間に係る納付書が交付された記載は無いため、申立期間については、時効により納付書は交付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から51年12月まで

申立期間当時、私の住民登録の住所をA市の実家にしていたことから、度々、実家宛てに国民年金への加入を勧める書類が届いていた。これを受けて、私の父が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

父から、「今なら、過去に遡って保険料を払うことができる。全部払ってやるから、後は自分で払うように。」と言われたことも記憶している。最近、「ねんきんダイヤル」に問い合わせた際、過去に特例納付制度が実施されていたことを知ったこともあり、父は、特例納付によって申立期間の保険料を納付してくれたかもしれないと思っている。

また、私の母は、父がまとめて納付した際の領収書を私に渡したことを記憶しているが、私は、その領収書を紛失してしまった。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月頃に払い出されており、それ以前に申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、当時実施されていた第3回特例納付により納付する以外に方法はなかったものと考えられる。

しかしながら、特殊台帳によると、前述の記号番号が払い出された昭和54年3月に、その時点で過年度納付により遡って納付することができる限度である申立期間直後の52年1月から53年3月までの保険料が、一括納付されていることは確認できるものの、申立期間の保険料が特例納付された事跡は見当たらない。

また、国民年金保険料領収済通知書によると、前述の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料が、54 年 3 月 15 日に、B 銀行（現在は、C 銀行）D 支店において一括して過年度納付されたことは確認できるものの、申立期間に係る同通知書については見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立人の父親が申立人の保険料を定期的に納付していた領収書をまとめて申立人に渡したことを憶えていると供述しているものの、申立人及びその母親は、いずれも当該領収書に記載されていた納付期間や金額などを憶えていないことから、申立期間の保険料に係る具体的な納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 60 年に就職した際、私の母から、大学院に在籍していた申立期間について、母が国民年金の加入手続を行い、A 金融機関（現在は、B 金融機関 C 支店）の窓口や自宅で同金融機関の職員に国民年金保険料を納付していたと聞いている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学院に在籍していた申立期間に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の記号番号は昭和 61 年 10 月 31 日に D 市（現在は、E 市）で払い出されていることが確認でき、同市の国民年金被保険者名簿により、同日に初めて国民年金に加入したことを示す「昭和 61 年 10 月 31 日新規取得」の記載が確認できる上、申立期間当時、申立人に対して、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、大学院に在籍していた期間を除く一部期間については、遡って加入することができたものの、申立人の母親が当該期間まで遡って被保険者資格の取得手続を行った事跡は確認できず、前述の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人が初めて国民年金被保険者となった日については、昭和 61 年 10 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されないため、申立人の母親が、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、大学院に在籍していた期間に国民年金へ加入するには、任意加入の手続を行う必要があるものの、その事跡については見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 53 年 3 月まで

私は、A社を退職した後、すぐに厚生年金保険の適用事業所に再就職することは困難だと思い、間もなく自分でB市役所において、国民年金の加入手続を行った。

また、国民年金保険料は、まとめてではなく、送付されてきた納付書ごとに金融機関で定期的に納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 12 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、間もなく国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 5 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の主張とは符合しない。

また、前述の記号番号が払い出された時点からみると、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるどころ、国民年金保険料領収済通知書の中には申立人に係る申立期間の同通知書は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 16 日から 32 年 9 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社における昭和 35 年 1 月 1 日付けの勤続 5 年以上の表彰状及び 37 年 1 月 26 日付けの勤続 10 年の表彰状並びに申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和 26 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28 年 11 月 16 日に同資格を喪失した後、32 年 9 月 1 日に同資格を再取得していることが確認でき、当該被保険者記録はオンライン記録と一致している上、同被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人

の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。